第10号様式（第14条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪市指令市民第　　　　　　号

令和　　 年　　 月　　 日

　　　　　　　　　　様

大阪市長　○○　○○

広告掲出許可事項変更許可通知書

　　令和　　年　　月　　日付け大阪市指令市民第　　　　号により本市市民局の所管に属する行政財産において広告掲出を許可した事項について、令和　　年　　月　　日付けをもって変更許可申請があったので、次の条項により許可します。

記

（使用物件）

第１条　物件は、次のとおりとする。

所 在 地

名　　称　　［本市施設名称及び掲出場所］

使用部分　　［階層、位置、面積を記載］

詳細は別図のとおり

（許可の変更）

第２条　次のとおり変更を許可する。

［変更前・変更後を記載すること］

（変更許可日）

第３条　変更許可日は、令和　　年　　月　　日とする。

（その他条件）

第４条　この変更許可通知書に記載のない事項については､令和　　年　　月　　日付け大阪市指令市民第　　　　号による広告掲出許可通知書記載のとおりとする。

（不服申立ての教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　担当 〒○○○-○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪市北区中之島１丁目３番20号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪市市民局○○（室・部）○○（課・担当）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 06-6208-○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX番号 06-6202-○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ ○○○○ @city.osaka.lg.jp